

諮問番号：令和4年度諮問第7号

答申番号：令和4年度答申第8号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである、との審査庁の意見は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、令和3年11月29日、処分庁に対し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、の医師（以下「本件医師」という。）の作成に係る身体障害者診断書・意見書（肢体障害用）（以下「本件診断書」という。）を添えた身体障害者手帳交付申請書により、身体障害者手帳の交付を申請した（以下「本件申請」という。）。
- 2 処分庁は、令和3年12月15日、本件医師に対し、右手指全体の障害の原因となった疾病名及び右手指機能全体の障害の具体的な状況等を疑義の内容とし、あわせて法第15条第1項に規定する指定医の登録のある医師の記名押印の追記を求める照会文書を送付した。
- 3 本件医師から、令和3年12月20日、処分庁に対し「右小指はほぼ屈曲拘縮に近い状態となっており他指への影響が大きくポケットへの出し入れ等でひっかかる事が多いため一上肢の手指の機能の軽度の障害＝7級相当かと判断しました」及び「脳神経外科 医師氏名：」と追記された診断書・意見書（以下「本件追記後診断書」という。）が返送された。
- 4 処分庁は、令和4年1月11日、神戸市市民福祉調査委員会身体障害者福

社専門分科会身体障害者障害程度審査部会（以下「審査部会」という。）に対し、神戸市策定の身体障害者診断指針（以下「診断指針」という。）による身体障害認定基準（以下「本件認定基準」という。）に照らし、本件追記後診断書の内容が身体障害に該当するか諮問したところ、審査部会は、「本件追記後診断書の内容では、医学的・総合的に判断して小指・環指の2指において障害が生じており、右手指全指の障害とは判断できず、本件認定基準には小指・環指の2指により認定される障害がないため、非該当」との答申をした。

- 5 処分庁は、令和4年1月25日、上記4の審査部会の答申を踏まえ、本件申請を却下する決定をし、同月28日、保健福祉課を通じて、同月25日付け神第号-身体障害者手帳交付申請却下決定通知書を、審査請求人宛てに送付した（以下「本件処分」という。）。
- 6 審査請求人は、令和4年2月21日、本件処分を身体障害者手帳交付に変更する、との裁決を求めて審査請求をした。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

右手の小指、環指の2本は書き物や（私は右利き）梱包等する時、ロープ等で結ぶ場合、力がいらず上手に結ぶ事ができません（力がいらぬ）。

手袋等着用する場合、小指は上手く手袋に入りませんし転倒の場合、右手をつくと小指が曲ったまま地面に倒れて激痛がします。手袋も上手く着用できません。

2021年1月17日退院して9月までリハビリに通院しましたが少しも改善せず先生より症状固定と言われ治療は終了しました。

現在やはり日常生活において大変不自由を感じて生活しております。

2 審査庁

本件審査請求は理由がないため、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 法第15条第4項は、身体に障害のある者が申請した「障害が別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならない。」と規定し、法別表は、肢体不自由のうち、手指の障害について、「5 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの」、「6 1から5までに掲げるもののほか、その程度が1から5までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害」と規定している。

(2) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「施行規則」という。）別表第5号は、身体障害者障害程度等級表として、1級から7級に区分して障害の内容を規定している。

同別表第5号には、備考として、「肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。」と規定されている。

(3) 法別表と施行規則別表第5号が規定する等級との関係については、法、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下「施行令」という。）及び施行規則のいずれにも規定されておらず、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として作成している「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」（障発第0110001号平成15年1月10日。以下「身体障害認定基準」という。）では、「第1 総括事項」として「7級の障害は、1つのみでは法の対象とならないが、7級の障害が2つ以上重複する場合又は7級の障害が6級以上の障害と重複する場合は、法の対象となるものであること。」とされており、これを受け

て、神戸市における診断指針においても、同一の記載が行われている。

ところで、法別表の「一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの」や「1から5までに掲げるもののほか、その程度が1から5までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害」の具体的内容は、これらの文言の解釈のみから一義的に導くことは不可能であり、その区分を公平に実施するには客観的な基準を定めることが相当である。神戸市が定めている診断指針は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が定めた技術的な助言に基づくものであり、その内容は客観的で合理的なものとして評価することができ、診断指針が7級の障害が1つのみでは身体障害者手帳の交付対象にならないとしていることは相当である。

施行規則別表第5号で定める第7級の障害は、「3 一上肢の手指の機能の軽度の障害」、「4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害」、「5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの」、「6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの」となっており、法別表が定めている「おや指又はひとさし指を含めた三指以上の機能の著しい障害」よりも軽微なものになっていることからしても、診断指針が障害等級の7級を身体障害者手帳の交付対象としていないことは相当と認められる。

- (4) 審査請求人が主張している障害は、右手に関する機能障害の1つだけであり、当該障害の程度は本件診断書においても本件追記後診断書においても7級相当と診断されている。審査請求人の障害が7級に該当するかについては争いがあるが、本件診断書及び本件追記後診断書の7級に該当するという意見の診断が正当であったとしても、審査請求人の障害は7級にとどまるし、審査請求人の障害はその1つだけなのであるから、いずれにせよ、診断指針を当てはめれば審査請求人は身体障害者手帳の交付対象とはならないのであり、本件処分が本件申請を却下したことに違法・不当な点は認められない。

- (5) 施行令第5条第1項は、申請された障害が法別表に掲げるものに該当しないと認めるには、地方社会福祉審議会に諮問しなければならないと定めている。神戸市は、地方社会福祉審議会に該当する審査部会に諮問して、「非該当」の答申を受けていることが認められ、本件処分に至る手続の点でも違法・不当な点は認められない。

第5 調査審議の経過

令和4年6月24日 第1回審議

令和4年7月28日 第2回審議

令和4年8月25日 第3回審議

第6 審査会の判断

1 処分庁の適用した各規定とその合理性

- (1) 法第15条第4項は、身体に障害のある者が申請した「障害が別表に掲げるものに該当すると認めたときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならない。」と規定している。そして、法別表第4号において、肢体不自由のうち、手指の障害について、「5 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの」、「6 1から5までに掲げるもののほか、その程度が1から5までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害」と規定している。
- (2) 厚生労働省は、法を施行するため、及び法第15条の規定に基づき、施行規則を定めているが、施行規則第5条第1項は、身体障害者手帳には、「障害名及び障害の級別」(同項第2号)を記載するものとし、同条第3項は、同条第1項の「障害の級別は、別表第5号のとおりとする。」と規定する。そして、施行規則別表第5号では、「肢体不自由」の「上肢」の箇所において、7級のうち、手指の障害については、「3 一上肢の手指の機能の軽度の障害」、「4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の

著しい障害」、「5 一上肢の中指、くすり指及び小指を欠くもの」、「6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの」と規定しており、さらに備考として、「肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。」と規定している。

(3) もっとも、上記法及び施行規則の定めが抽象的であることから、これらを具体化するため、厚生労働省は身体障害認定基準を定めており、この基準を受けて、神戸市において診断指針を定めている。

(4) 身体障害認定基準は、厚生労働省が、法の目的及び理念に則り、専門的知識と長年にわたる実務経験に基づき作成したものであり、その内容において、特段不合理・不適切な点は見当たらない。

また、診断指針は、神戸市が、法の目的及び理念に則り、厚生労働省が作成した技術的助言（身体障害認定基準）に基づき作成したものであり、その内容において、特段不合理・不適切な点は見当たらない。

よって、本件処分の違法性又は不当性について判断するに当たっては、身体障害認定基準及び本件指針に従って判断することが相当である。

2 本件処分の適法性等

審査請求人の身体障害の状態について記載する客観的資料としては、本件追記後診断書があり、本件追記後診断書の記載内容自体については審査請求人も争う姿勢を示しておらず、また、本件追記後診断書に反するような証拠も提出されていないため、本件追記後診断書を基に本件基準及び診断指針に照らして判断するところ、当審査会としても、審査請求人の身体障害が障害等級の7級に相当する障害1つだけであることから、身体障害者手帳の交付対象とはならない、と判断した。理由については、第4-2記載の審理員の意見と同旨であるから、これを引用する。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

よって、本件処分は違法又は不当であるとはいえないから、本件審査請

求は、棄却されるべきである。

神戸市行政不服審査会

会 長 水 谷 恭 子

委 員 興 津 征 雄

委 員 大 原 雅 之

委 員 西 上 治